

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成25年 3月25日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第10号

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
（市町等が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。		（市町等が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。	
事務	市町又は広域連合	事務	市町又は広域連合
1～9 略		1～9 略	
9の2 <u>水道法（昭和32年法律第177号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（市町が設置する専用水道又は簡易専用水道に係る事務を除く。）</u> (1) <u>法第32条の規定により、専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合するものであることの確認をすること。</u> (2) <u>法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による専用水道の給水を開始する旨の届出を受理すること。</u> (3) <u>法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による専用水道の業務の委託の届出を受理すること。</u> (4) <u>法第36条第1項の規定により、専用水道の設置者に対して、施設を改善すべき旨を指</u>	佐賀市 武雄市 鹿島市		

改正前		改正後	
<p>示すること。</p> <p>(5) 法第36条第2項の規定により、専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告すること。</p> <p>(6) 法第36条第3項の規定により、簡易専用水道の設置者に対して、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示すること。</p> <p>(7) 法第37条の規定により、専用水道又は簡易専用水道の設置者に対して、当該水道による給水を停止すべきことを命ずること。</p> <p>(8) 法第39条第2項の規定により、専用水道の設置者から報告を徴し、又は当該職員をして立入検査をさせること。</p> <p>(9) 法第39条第3項の規定により、簡易専用水道の設置者から報告を徴し、又は当該職員をして立入検査をさせること。</p>			
9の3～9の6 略		9の2～9の5 略	
10～26 略		10～26 略	
<p>27 地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地の確認の届出を受理すること。</p>	<p>各市 吉野 ヶ里町 み やき町 玄 海町 有田 町 大町町 江北町 白石町 太</p>	<p>27 地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地の確認の届出を受理すること。</p>	<p>各市町</p>

改正前	改正後								
<table border="1"><tr><td data-bbox="241 268 920 341"></td><td data-bbox="922 268 1111 341"><u>良町</u></td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="241 343 1111 400">28 略</td></tr></table>		<u>良町</u>	28 略		<table border="1"><tr><td data-bbox="1164 268 1843 341"></td><td data-bbox="1845 268 2033 341"></td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1164 343 2033 400">28 略</td></tr></table>			28 略	
	<u>良町</u>								
28 略									
28 略									

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。